

福島県教育委員会令和4年2月定例会会議抄録

1 開催日時	令和4年2月10日（木）午後1時30分から
2 開催場所	教育委員室（県庁西庁舎3階）
3 出席者	鈴木淳一教育長、1番 正木好男委員（オンライン出席）、2番 吉津健三委員、3番 成澤勝蔵委員、4番 浅川なおみ委員、5番 大村雅恵委員
4 議事内容及び経過	
(1) 開会	午後1時30分、教育長から2月定例会の開会が告げられた。
(2) 会議録署名委員の指名	教育長から、吉津委員と成澤委員が会議録署名委員として指名された。
(3) 会期の決定	教育長から、会期は本日1日としたい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員に異議なく、そのとおり決定された。
(4) 記録係の指名	教育長から、佐藤副主査が記録係に指名された。
(5) 政策監提出理由説明	教育長から政策監に対して、提出事件についての説明が求められた。 政策監から提出議案等の概要について、次のとおり説明があった。
	（説明概要）
	議案第1号については、福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正するもの。
	議案第2号については、福島県立高等学校学則の一部を改正するもの。
	議案第3号については、福島県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正するもの。
	議案第4号については、令和4年度当初予算案（教育委員会関係部分）について諮るもの。
	議案第5号については、福島県立高等学校条例の一部を改正する条例案について諮るもの。
	議案第6号については、不動産の取得案について諮るもの。

<p>(6) 会議（一部）非公開</p>	<p>議案第7号及び議案第8号については、地方公務員法の規定により、教職員に対する懲戒処分を行うもの。</p> <p>報告第1号については、教職員多忙化解消アクションプランⅡの改定等について報告するもの。</p> <p>報告第2号については、県立特別支援学校高等部における生徒一人一台端末の環境整備に係る推奨機及び購入方法について報告するもの。</p> <p>報告第3号については、教職員に対する訓告処分等の内容について報告するもの。</p> <p>協議事項については、令和4年度の教員系職員に係る人事異動について協議するもの。</p> <p>教育長から、本日の審議事項のうち、議案第4号から議案第8号、報告第3号及び協議事項について非公開で審議したい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員に異議なくそのとおり決定された。</p>
<p>(7) 議案審議</p> <p>議案第1号</p> <p>議案第2号</p> <p>議案第3号</p>	<p>福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について（議案第1号）、高校教育課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>福島県立高等学校学則の一部を改正する規則について（議案第2号）、高校教育課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>福島県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について（議案第3号）、高校教育課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
<p>(8) 報告審議</p> <p>報告第1号</p>	<p>教職員多忙化解消アクションプランⅡについて（報告第1号）、職員課長から説明があり、</p>

以下の質疑応答の後、全員に異議なく了承された。

吉津委員：「教職員多忙化解消ワーキンググループ」とはどういったメンバーで構成されるのか。

職員課長：教育庁関係課の管理職により構成され、多忙化解消に関する取組等について議論などを行う。「教職員多忙化解消ワーキンググループ」の上部組織として教育庁の関係課室長で構成する「教職員多忙化解消プロジェクトチーム」を設置しており、教職員多忙化解消アクションプランの具体的な取組を決定する。その前段として「教職員多忙化解消ワーキンググループ」が議論を行っている。

吉津委員：基本的には教育庁の職員で構成しているということで良いか。

職員課長：そのとおりである。

浅川委員：一つの部活動に対し複数の顧問を配置するとしているが、全ての教職員が部活動を受け持つということか。

職員課長：部活動そのものの設置数を精選するとともに、併せて一つの部活動に対し複数の顧問を配置することにより、教職員の多忙化の解消を図ることとしている。

高校教育課長：部活動や愛好会等に全ての教職員が校務分掌として何らかの形で関わっていただく。部活動に複数の顧問を配置することにより、顧問の負担軽減を図る。加えて少子化に伴い部活動のメンバー確保することが困難となっていることから、精選を行う。

大村委員：県立学校に留守番電話を設置するということだが、正規の勤務時間外の電話対応が超過勤務に繋がっており、これを設置した方が良いという意見があったというこ

報 告 第 2 号

とで良いか。

職員課長：文部科学省において教職員の働き方改革の取組として留守番電話の設置についても推奨している。勤務時間外の業務をなるべく削減するため、留守番電話の設置を進めていきたい。

大村委員：緊急電話以外の電話もかかってくるということで良いか。緊急電話の場合、直接教職員にかかってくるため、それ以外の対応を留守番電話で対応するということか。

職員課長：そのとおりである。

県立特別支援学校高等部生徒一人一台端末環境について（報告第2号）、特別支援教育課長から説明があり、以下の質疑応答の後、全員に異議なく了承された。

成澤委員：推奨端末の価格にバラツキがあるが、特別支援学校向きの特別な機能を有しているということで良いか。

特別支援教育課長：小学部や中学部の指導等も考慮し設定している。例えば感覚的に使用しやすい iPad は知的障がいをもつ生徒が使用することを想定している。Surface 等については、いわゆる準ずる教育を行う学校はこちらを選択することが多い。

浅川委員：経年劣化は端末の保証対象外としているが、どの程度の年数を想定しているのか。

特別支援教育課長：少なくとも端末保証期間である3年間は問題はないと考えているが、子どもの使用方法によっては、劣化が早まることはあり得る。

浅川委員：年度途中の推奨端末の購入に係る案内を9月にも行うとのことだが、推奨端末の価格は初回案内時と同様か。

<p>(9) 前回会議録の承認</p>	<p>特別支援教育課長：物品調達状況により変わる可能性がある旨、業者からも言われており、9月段階においても変動する可能性がある。</p> <p>これ以降の審議については、会議の冒頭で決定されたとおり、非公開とされた。</p> <p>教育長が、令和4年1月定例会会議録（案）について、その承認の可否を諮ったところ、全員に異議なくこれを承認することに決定された。</p>
<p>(10) 議案審議 議案第4号</p>	<p>令和4年度当初予算案（教育委員会関係部分）について（議案第4号）、財務課長から説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
<p>議案第5号</p>	<p>福島県立高等学校条例の一部を改正する条例案について（議案第5号）、高校教育課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
<p>議案第6号</p>	<p>不動産の取得案について（議案第6号）、県立高校改革室長から説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
<p>議案第7号</p>	<p>福島県市町村公立学校教員の懲戒処分について（議案第7号）、義務教育課長から事故の内容に関する説明が、職員課長から懲戒処分案に関する説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
<p>議案第8号</p>	<p>福島県公立学校教員の懲戒処分について（議案第8号）、高校教育課長から事故の内容に関する説明が、職員課長から懲戒処分案に関する説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>午後3時00分、教育長から暫時休議が告げられた。</p> <p>午後3時20分、教育長から委員会の再開が告げられた。</p>

<p>(11) 報 告 審 議 報 告 第 3 号</p>	<p>訓告処分等について（報告第3号）、職員課長から説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく了承された。</p>
<p>(12) 協 議 事 項</p>	<p>令和4年度人事異動（教員系）について（協議事項）、職員課長、義務教育課長及び高校教育課長から説明があった後、全員に異議なく了承された。</p>
<p>(13) 次 回 の 日 程</p>	<p>次回の定例会について、教育総務課長から令和4年3月23日（水）午後1時30分から開会することが提案され、全員に異議なく、そのとおり決定された。</p>
<p>(14) 閉 会</p>	<p>午後3時43分、教育長から閉会が告げられた。</p>